

生活保護法

介護扶助事務の手引き

令和8年1月

滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課

目 次

第 1 生活保護法のあらまし

1 生活保護法の目的と基本原理	1
2 生活保護の仕組み	1
3 保護の種類と方法	2
4 保護の実施機関	2
5 保護の実施機関一覧表	3

第 2 介護扶助について

1 介護扶助の給付	4
2 介護扶助の対象者	4
3 介護扶助の方法	5
4 福祉用具購入・住宅改修	5
5 移送	6

第 3 介護扶助事務の基本処理

1 居宅介護サービス受給希望者	7
2 介護保険施設入所希望者	8
3 介護扶助と介護保険給付の費用負担関係	9

第 4 介護券

第 5 介護機関の指定等

1 指定介護機関の指定基準	15
2 指定申請上の取扱い	15
3 指定申請および届出	17
4 指定介護機関の告示	17

第 6 関係機関との連携

1 介護保険者との連携	23
2 国民健康保険団体連合会との連携	24
3 指定居宅介護支援事業者等との連携	24
4 指定介護機関との連携	24
5 民生委員との連携	25

第 7 介護保険および介護扶助と他の制度との関係について

1 他法他施策との関係について	26
2 生活扶助の障害者加算の他人介護料の取扱いについて	26
3 医療保険（扶助）と介護保険（扶助）サービスとの関係について	27

第 1 生活保護法のあらまし

1 生活保護法の目的と基本原理

日本国憲法第 25 条第 1 項で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」、同条第 2 項で「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と規定されています。

生活保護法は、憲法のこの理念に基づいて、国が生活に困窮するすべての国民に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として、昭和 25 年 5 月に制定されました。

この目的を達成するため、生活保護法は次の 3 つの基本原理によって支えられています。

1	無差別平等の原理 (法第 2 条)	すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けることができる。
2	最低生活の原理 (法第 3 条)	この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。
3	補足性の原理 (法第 4 条)	1 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。 2 民法（明治 29 年法律第 89 号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われる。 3 前 2 項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

2 生活保護の仕組み

保護は原則として世帯を単位として、厚生労働大臣の定める保護基準に基づいて判定し、その世帯の収入だけでは最低生活費に満たないときに初めて行われる。

○ 保護が受けられる場合

最 低 生 活 費	
収 入	保 護 費

(収入が最低生活費を下回るため、その不足分のみ保護が受けられます。)

○ 保護が受けられない場合

最 低 生 活 費	
収 入	

(収入が最低生活費を上回るため保護を受けられません。)

3 保護の種類と方法

種類		内容	方法
1	生活扶助	食費、被服費、光熱水費など日常生活に必要な費用	金銭給付
2	住宅扶助	家賃、地代、住宅の維持補修に必要な費用	金銭給付
3	教育扶助	小・中学校の義務教育を受けるために必要な費用	金銭給付
4	医療扶助	医療サービスの費用	現物給付
5	介護扶助	介護サービスの費用	現物給付
6	出産扶助	出産費用	金銭給付
7	生業扶助	就職支度に必要な費用、技能修得費、高等学校就学費	金銭給付
8	葬祭扶助	葬祭費用（葬儀を行うものが要保護状態にある場合のみ）	金銭給付

4 保護の実施機関

生活保護法による保護は、知事及び市町がそれぞれ設置した健康福祉事務所、福祉事務所に、その決定及び実施に関する事務を委任して、所管区域内に居住地または現在地を所有する要保護者に対して実施することになります。（法第 19 条）

【生活保護の実施機関一覧】

令和8年1月1日現在

公費負担者番号		事 務 所 名	〒	所 在 地	TEL: FAX:	管 轄 区 域	
共通 1225	0031	東 近 江 健 康 福 祉 事 務 所	527-0023	東近江市八日市緑町8-22	0748(22)1254 0748(22)1617	〈蒲生郡〉日野町・竜王町	郡 部
	0049	湖 東 健 康 福 祉 事 務 所	522-0039	彦根市和田町41	0749(21)0282 0749(26)7540	〈愛知郡〉愛荘町 〈犬上郡〉豊郷町・甲良町・多賀町	
	1013	大 津 市 福 祉 事 務 所	520-0037	大津市御陵町3-1	077(528)2743 077(523)0412	大津市	市 部
	1310	彦 根 市 福 祉 事 務 所	522-0041	彦根市平田町670	0749(23)9590 0749(26)1768	彦根市	
	1617	長 浜 市 福 祉 事 務 所	526-0031	長浜市八幡東町632	0749(65)6519 0749(64)1767	長浜市	
	2011	近 江 八 幡 市 福 祉 事 務 所	523-0893	近江八幡市桜宮町236	0748(36)5508 0748(32)6518	近江八幡市	
	2219	草 津 市 福 祉 事 務 所	525-0034	草津市草津3-13-30	077(561)2361 077(561)2482	草津市	
	2318	守 山 市 福 祉 事 務 所	524-0021	守山市吉身2-5-22	077(582)1123 077(582)1138	守山市	
	2417	栗 東 市 福 祉 事 務 所	520-3088	栗東市安養寺1-13-33	077(551)0490 077(553)3678	栗東市	
	2516	甲 賀 市 福 祉 事 務 所	528-0005	甲賀市水口町水口6053	0748(69)2160 0748(63)4085	甲賀市	
	3019	野 洲 市 福 祉 事 務 所	520-2331	野洲市小篠原2100-1	077(587)6024 077(586)2177	野洲市	
	3118	湖 南 市 福 祉 事 務 所	520-3234	湖南市中央1-1	0748(71)2327 0748(72)3788	湖南市	
	3217	高 島 市 福 祉 事 務 所	520-1521	高島市新旭町北畑565	0740(25)8120 0740(25)5490	高島市	
	3316	東 近 江 市 福 祉 事 務 所	527-0023	東近江市八日市緑町10-5	0748(24)5644 0748(24)1052	東近江市	
	3415	米 原 市 福 祉 事 務 所	521-8501	米原市米原1016番地	0749(53)5126 0749(53)5119	米原市	

【中国残留邦人等支援法の実施機関一覧】

令和8年1月1日現在

公費負担者番号		事 務 所 名	〒	所 在 地	TEL: FAX:	管 轄 区 域	
共通 2525	0036	東 近 江 健 康 福 祉 事 務 所	527-0023	東近江市八日市緑町8-22	0748(22)1254 0748(22)1617	〈蒲生郡〉日野町・竜王町	郡 部
	0044	湖 東 健 康 福 祉 事 務 所	522-0039	彦根市和田町41	0749(21)0282 0749(26)7540	〈愛知郡〉愛荘町 〈犬上郡〉豊郷町・甲良町・多賀町	
	1018	大 津 市 福 祉 事 務 所	520-0037	大津市御陵町3-1	077(528)2743 077(523)0412	大津市	市 部
	1315	彦 根 市 福 祉 事 務 所	522-0041	彦根市平田町670	0749(23)9590 0749(26)1768	彦根市	
	1612	長 浜 市 福 祉 事 務 所	526-0031	長浜市八幡東町632	0749(65)6519 0749(64)1767	長浜市	
	2016	近 江 八 幡 市 福 祉 事 務 所	523-0893	近江八幡市桜宮町236	0748(36)5508 0748(32)6518	近江八幡市	
	2214	草 津 市 福 祉 事 務 所	525-0034	草津市草津3-13-30	077(561)2361 077(561)2482	草津市	
	2313	守 山 市 福 祉 事 務 所	524-0021	守山市吉身2-5-22	077(582)1123 077(582)1138	守山市	
	2412	栗 東 市 福 祉 事 務 所	520-3088	栗東市安養寺1-13-33	077(551)0490 077(553)3678	栗東市	
	2511	甲 賀 市 福 祉 事 務 所	528-0005	甲賀市水口町水口6053	0748(69)2160 0748(63)4085	甲賀市	
	3014	野 洲 市 福 祉 事 務 所	520-2331	野洲市小篠原2100-1	077(587)6024 077(586)2177	野洲市	
	3113	湖 南 市 福 祉 事 務 所	520-3234	湖南市中央1-1	0748(71)2327 0748(72)3788	湖南市	
	3212	高 島 市 福 祉 事 務 所	520-1521	高島市新旭町北畑565	0740(25)8120 0740(25)5490	高島市	
	3311	東 近 江 市 福 祉 事 務 所	527-0023	東近江市八日市緑町10-5	0748(24)5644 0748(24)1052	東近江市	
	3410	米 原 市 福 祉 事 務 所	521-8501	米原市米原1016番地	0749(53)5126 0749(53)5119	米原市	

第2 介護扶助について

1 介護扶助の給付（法第15条の2）

①居宅介護（居宅介護支援計画に基づき行うものに限る。）、②福祉用具、③住宅改修、④施設介護、⑤介護予防（介護予防支援計画に基づき行うものに限る。）、⑥介護予防福祉用具、⑦介護予防住宅改修、⑧介護予防・日常生活支援（介護予防支援計画又は介護保険法第百十五條の四十五第一項第一号二に規定する第一号介護予防支援事業による援助に相当する援助に基づき行うものに限る。）、⑨移送

2 介護扶助の対象者

介護扶助については、介護保険制度の保険給付の対象となる介護サービスと同等のサービスを、介護保険制度とあわせて、要保護者に対し保障するものである。

そこで、要保護者は、原則的には、介護保険制度の被保険者として介護保険法及び関係法令の規定に基づき要介護認定、要支援認定又は基本チェックリストによる確認（以下「要介護認定等」という。）を受け、要介護状態、要支援状態又は基本チェックリストに該当する状態（以下「要介護状態等」という。）に応じ介護保険給付及び介護扶助を受けることとなる。

また、介護保険制度の被保険者でない40歳以上65歳未満の要保護者で介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条各号の特定疾病により要介護状態又は要支援状態にあるものについては、自立支援給付等の活用が可能な場合は、その優先的な活用を図った上で、なお介護サービスの利用が必要不可欠であると認められる場合において、介護扶助の要否判定に当たり被保険者と同様に要介護状態又は要支援状態の審査判定を受け、要介護状態又は要支援状態に応じ介護扶助を受けることとするものである。

なお、介護扶助の居宅介護の範囲は、居宅介護支援計画に基づいて行うものに限られており、介護予防の範囲は、介護予防支援計画に基づいて行うものに限られており、また、介護予防・日常生活支援は、介護予防支援計画又は介護予防ケアマネジメントに基づいて行うものに限られていることから、被保険者については介護保険法の規定に基づき、被保険者でない者については介護扶助として、介護扶助の指定介護機関である居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援を実施する者（以下「居宅介護支援事業者等」という。）から居宅介護支援計画、介護予防支援計画、介護予防ケアマネジメントに基づくプラン又は介護予防ケアマネジメントの内容がわかるもの（以下「居宅介護支援計画等」という。）の策定を受け、当該計画に基づき介護扶助の指定介護機関から居宅介護、介護予防又は介護予防・日常生活支援（以下「居宅介護等」という。）を受けることとなる。

（1） 介護保険給付との関係

① 被保険者の場合

65歳以上の介護保険の第1号被保険者と65歳未満の第2号被保険者は、介護保険の給付を適用した後の自己負担分が介護扶助の対象となる。

② 被保険者でない場合

生活保護受給者は、国民健康保険が適用除外のため、他の医療保険に加入していない限り、40歳以上 65 歳未満の生活保護受給者は、介護保険の第 2 号被保険者となることができません。被保険者でない者が、介護保険と同様のサービスを受けた場合は、被保険者と同等の給付の範囲で、その全額が介護扶助の対象となります。

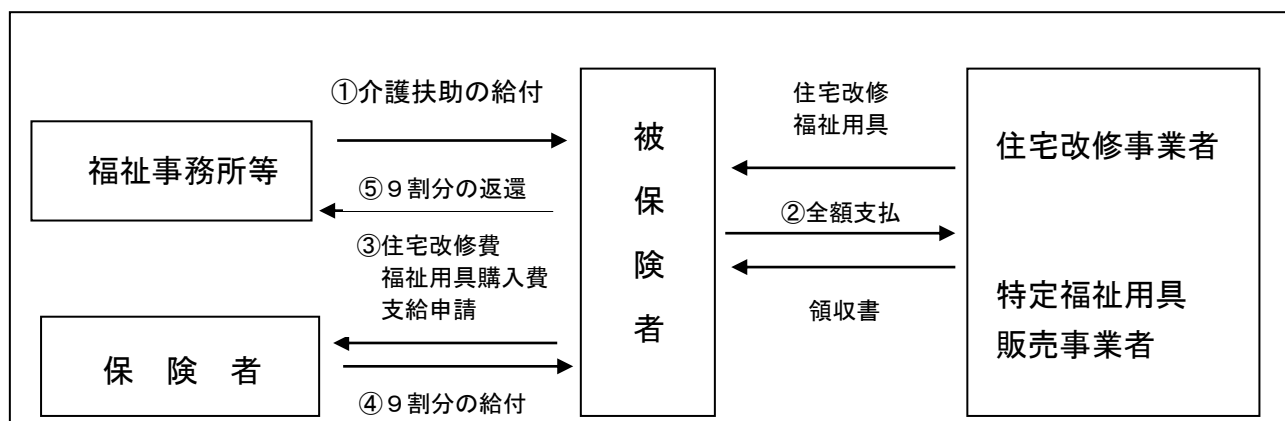
被保険者区分		被保険者資格	介護扶助の対象者	介護費用負担
65 歳以上	第 1 号被保険者	各市町の区域内に住所を有する 65 歳以上の者	要介護認定等を受けたもの	<介護保険給付> ① 介護サービス費（9 割） ② 高額介護サービス費 ③ 施設入所の食費・居住費 ④ 介護予防・日常生活支援 <介護扶助の対象> 介護保険の自己負担分 ① 介護サービス費（1 割） ② 高額介護サービス費の自己負担上限 15,000 円 ③ 施設入所の食費・居住費 ④ 介護予防・日常生活支援
	第 2 号被保険者	各市町の区域内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者	特定疾病に起因し、要介護認定等を受けたもの	介護保険給付の対象となる介護費用の全額（介護扶助 10 割）
40 歳以上 65 歳未満	被保険者でない者	国民健康保険、その他の医療保険に加入していない生活保護受給者		

3 介護扶助の方法（法第 34 条の 2）

介護扶助の給付は、原則として「現物給付」で行われる。居宅介護、介護予防及び施設介護の「現物給付」は、指定介護機関にサービスの提供を委託して行うことを原則とし、滋賀県国民健康保険団体連合会を通じて、福祉事務所等が指定介護機関に介護扶助費を支払うことにより行われます。

4 福祉用具購入・住宅改修

福祉用具の種目及び住宅改修は、介護保険法の例により支給限度額の範囲内の必要最小限の額を給付します。その方法は、福祉事務所から被保護者に金銭給付をするのが原則です。



5 移送

移送費は、次のような場合に最小限度の実費を支給します。

- ① 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護（介護予防がある場合はそのサービスを含む）
※ 要保護者の居宅が介護サービス事業者の通常の事業の実施地域以外にある場合で、近隣に適当な事業者がない等、真にやむを得ないと認められる場合に限る。
- ② 短期入所生活介護、短期入所療養介護（介護予防を含む）の利用に伴う送迎費
- ③ 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導のための交通費
- ④ 介護施設へ入所、退所に伴う移送のための交通費

第3 介護扶助事務の基本処理

被保護者から介護扶助の申請を受けた福祉事務所長は、居宅介護支援計画等の内容検討や他の法律や施策の適用等について確認し、さらに要保護者の生活状況などを総合的に判断して、介護扶助の決定をし、介護扶助費の請求に必要な公費負担者番号等を記載した介護券を、指定介護機関に交付します。福祉用具購入、住宅改修及び移送については、介護券は交付しません。

1 居宅介護サービス受給希望者

(1) 第1号・第2号被保険者の場合

①被保護者が介護サービスの受給を希望したとき（要介護認定等後）

ア 被保護者は、保護変更申請書（介護扶助）に作成した居宅介護支援計画等（写）等関係書類を添えて、福祉事務所長へ介護扶助の申請を行う。

イ 福祉事務所は、申請書類を確認し介護扶助給付を決定、被保護者へ通知する。

《申請書類》

- ・ 保護変更申請書（介護扶助） ・ 要介護認定結果通知書（写）
- ・ 居宅介護支援計画等（写） ・ 被保険者証（写）
- ・ 他、関係書類（居宅介護支援計画等の写しを求めるための同意書など）

（注）

- 居宅介護支援計画等未作成の場合、指定居宅介護支援事業者等の一覧を提示し、被保護者の意思で業者を選定し計画を作成するよう助言する。
- 計画を変更したときには、遅滞なく福祉事務所へ連絡させる。連絡がなかった場合には、介護扶助の決定および介護券の交付ができないこともあり得ることを被保護者に説明する。
- 被保護者からの提出を待っていては保護の迅速かつ的確な決定に支障が生じるおそれがある場合には、本人の同意を得たうえで、直接指定居宅介護支援事業者等から居宅介護支援計画等の写しを徴収しても差し支えない。

②すでに介護サービスを受けている被保険者から保護の新規申請があった場合

ア 要保護者は、申請書類を福祉事務所長へ提出する。

イ 福祉事務所は、保護の要否判定を行い、その結果を要保護者へ通知する。

《申請書類》

- ・ 保護申請書 ・ 要介護認定結果通知書（写） ・ 居宅介護支援計画等（写）
- ・ 被保険者証（写） ・ 居宅介護サービス区分給付限度管理計算書（サービス利用別表）

（注）

支給限度基準額を超えるサービスや介護扶助基準の給付対象とならないサービスを受けている状況であれば全額自己負担となるため、（基本的に）利用を止めるよう被保護者に指導し、居宅介護支援事業者等への連絡および連携が必要となる。

(2) 被保険者以外の被保護者から介護扶助の申請があった場合

- ア 被保険者以外の被保護者は、福祉事務所長へ保護の変更申請を行う。
- イ 介護保険担当課へ要介護認定の審査判定を依頼する。（郡部は町長等との委託契約による）
- ウ 要介護度決定後、被保護者へ決定通知を送付する。
- エ 国保連へ被保護者異動連絡票を送付する。
- オ 福祉事務所は、被保護者に指定居宅介護支援事業者等の一覧を提示し事業者を選定させる。
- カ 福祉事務所は、被保護者が選定した事業者へ介護券を送付し、居宅介護支援計画等の作成を委託する。
- キ 事業者は、作成した居宅介護支援計画等の写しを福祉事務所へ提出する。

《申請書類》

- ・保護変更申請書（介護扶助）

（注）居宅介護支援計画等の写しを求めるための同意書を徴収することがのぞましい。

2 介護保険施設入所希望者

被保護者でこれから介護保険施設への入所を希望する場合

- ア 被保護者は、福祉事務所へ相談し介護扶助（変更）の申請を行う。
- イ 被保護者は、介護保険担当課および指定居宅介護支援事業者を通じ入所を申し込む。
- ウ 被保護者は、介護保険施設と契約を結び入所する。
- エ 介護保険施設へ介護券を送付する。

《申請書類》

- ・保護変更申請書（介護扶助）
- ・介護保険被保険者証（写）または要介護認定結果（写）

（注）

ユニット型個室、ユニット型準個室、従来型個室の利用は、原則として認められない。ただし、例外的に居住費の自己負担額について、生活保護費で対応しなくても入所が可能な場合には利用が認められる。

[生活保護費で対応しなくても入所が可能な場合と想定されるもの]

- ・経過措置により居住費についての取扱いが、多床室と同様の取扱いとされる場合
- ・自治体の単独事業等により居住費の利用者負担分が免除される場合
- ・施設側が、利用者から居住費の徴収を行わない場合 等

なお、すでに個室等を利用している者が要保護状態となった場合、および被保護者が入所中の介護保険施設の居室がユニット型個室等に改築・改修された場合には、転所が原則であるが、転所までの間はユニット型個室等の利用が認められ、居住費については負担限度額までの金額を福祉事務所払いの介護扶助費として支給できる。

3 介護扶助と介護保険給付の費用負担関係

指定介護機関は、介護扶助分を公費負担（生活保護）として請求します。

<居宅介護サービス（短期入所を除く）>

被 保 険 者	介護サービス費			保険料
	9割	1割		10割
	介護保険	介護扶助		生活扶助

被 保 険 者 以 外	介護サービス費		保険料
	１０割		なし
	介護扶助		

<施設介護サービス・短期入所生活（療養）介護>

被 保 険 者	介護サービス費		食費および居住費		保険料
	9割	1割	基準費用額のうち 負担限度額を超える額	減額認定による 利用者負担額	10割
	介護保険	介護扶助	介護保険	介護扶助	生活扶助

被 保 険 者 以 外	介護サービス費	食費および居住費	保険料
	１０割	基準費用額（減額措置なし） 短期入所は負担限度額を超える額	なし
	介護扶助	介護扶助	

○ 被保険者の場合

（表1）高額介護サービス費利用者負担上限額

介護サービス費の利用者負担1割につき、所得に応じた高額介護サービス費として被保護者に適用される利用者負担上限額は、下記の通りです。

被保護者の利用者負担上限額（月額）	15,000円
-------------------	---------

（表2）施設入所・短期入所における食費・居住費に係る利用者負担額

被保護者の場合は、利用者負担第1段階として、表中における食費・居住費負担限度額を上限とする。
（表中カッコ内の金額は基準費用額）

利用者負担第1段階		介護老人福祉施設 短期入所生活介護	介護老人保健施設 介護療養型医療施設 短期入所療養介護
食費負担限度額（日額）		300円（1,445円）	
居住費 負担限度額 （日額）※1	多床室	0円（915円）	0円（437円）
	従来型個室	380円（1,231円）	550円（1,728円）
	ユニット型個室的多床室	550円（1,728円）	
	ユニット型個室	880円（2,066円）	

※ 短期入所の食費・居住費利用者負担額は、本人負担です。

被保護者に係る食費および居住費（滞在費）の負担について

受給者年齢	サービスの種類		費用負担		
	区分	居室の種類	負担限度額	基準費用額と負担限度額の差	
65歳以上 被保険者	施設	食費		介護扶助	介護保険 (特定入所者介護サービス費)
		居住費	多床室		
			従来型個室	特例該当がある場合は 福祉事務所払	
			ユニット型準個室		
			ユニット型個室		
	短期入所サービス	食費		利用者負担	
		居住費	多床室		
			従来型個室	利用者負担	
			ユニット型準個室		
			ユニット型個室		

受給者年齢	サービスの種類		費用負担				
	区分	居室の種類	負担限度額	基準費用額と負担限度額の差			
40～64歳 被保険者 以外	施設	食費		介護扶助			
		居住費	多床室		介護扶助		
			従来型個室	特例該当がある場合は 福祉事務所払			
			ユニット型準個室				
			ユニット型個室				
	短期入所サービス	食費		利用者負担	介護扶助 (福祉事務所払)		
		居住費	多床室				
			従来型個室	利用者負担			
			ユニット型準個室				
			ユニット型個室				

(注)

- ① 被保護者であっても、負担限度額認定申請が必要とされている。
- ② 月の途中で生活保護が開始された被保護者に対する負担限度額の減額措置は、当該保護開始月の初日にさかのぼって適用され、負担限度額は利用者負担第1段階が適用される。
(平成17年9月8日付け老介発第0908001号厚生労働省老人保健福祉局介護保険課長通知)
- ③ 負担限度額の減額措置は、減額された部分の費用を介護保険から給付する措置であるため、被保険者以外の者は対象とならない。

第4 介護券

介護券記載事項の説明

1. 公費負担者番号（8桁）

福祉事務所コードを記入

（法別）12（府県）25（実施機関）〇〇〇（3桁）検証番号（1桁）の合計8桁

【参考】

東近江健康福祉事務所	12250031	大津市福祉事務所	12251013
湖東健康福祉事務所	12250049	彦根市福祉事務所	12251310
		長浜市福祉事務所	12251617
		近江八幡市福祉事務所	12252011
		草津市福祉事務所	12252219
		守山市福祉事務所	12252318
		栗東市福祉事務所	12252417
		甲賀市福祉事務所	12252516
		野洲市福祉事務所	12253019
		湖南市福祉事務所	12253118
		高島市福祉事務所	12253217
		東近江市福祉事務所	12253316
		米原市福祉事務所	12253415

2. 有効期間

当該月のうち、介護扶助を適用する期間を記入

月の途中で保護が開始または廃止される場合があるため、有効期間は、必ず月の初日からその月の末日までになるとは限らない。

3. 受給者番号（7桁）

「受給者番号」欄には、受給者区分6桁、検証番号1桁、計7桁の算用数字を組み合わせたものとする。番号については、被保護者ごとに固定化することとし、月ごとに変更する必要はない。また、「介護扶助の適正化について」（平成23年3月31日社援保発0331第14号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）に基づく介護券交付処理簿と介護給付費公費受給者別一覧表との照合の実施について万全を期すこと。医療扶助が同時に提供される場合には医療扶助における受給者番号と共通番号とすること。

4. 単独・併用の別

生活保護単独または介護保険もしくは公費負担医療との併用の別を記入。

5. 保険者番号（6桁）

介護保険被保険者の場合は被保険者証に記載の保険者番号を記入。被保険者以外の者については居住地市町の保険者番号を記入。

6. 被保険者番号（10桁）

（介護保険被保険者の場合）

被保険者証に記載の被保険者番号を記入。

（被保険者以外の者の場合）

健康福祉事務所、福祉事務所が固定番号を付番する。なお、被保険者との識別を容易とするため、冒頭の1桁は英字の「H」とする。

また、県内での番号重複を避けるため2桁目から4桁目は福祉事務所コードの機関番号とする。

(例) 東近江健康福祉事務所

H	0	0	3						
---	---	---	---	--	--	--	--	--	--

福祉事務所
コードのうち
機関番号

福祉事務所等
が定める任意番号
(既存のケース番号等)

7. 氏名、生年月日、性別

本人確認、問い合わせの際の確認用。

8. 要介護状態等区分、認定有効期間

該当する要介護状態区分、要支援状態区分又は基本チェックリストに該当する状態であること及び認定有効期間を記載すること。この場合、被保険者については被保険者証から転記し、被保険者以外の者については委託した要介護認定等の結果を記載すること。

9. 居住地

居住地を記載。なお、被保険者以外の者については居住地をもとに5の欄を記載する。

10. 指定居宅介護支援事業者・指定介護予防支援事業者・地域包括支援センター名

当該被保護者に対して居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者（又は小規模多機能型居宅介護事業者）、介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者（又は介護予防小規模多機能型居宅介護事業者）又は介護予防ケアマネジメントに基づくプラン若しくは介護予防ケアマネジメントの内容がわかるものを作成した第1号介護予防支援を実施する者の名称及び事業所番号を記載すること。

11. 指定介護機関名

介護扶助の委託を決定した指定介護機関の名称および事業所番号を記載。

12. サービス欄

該当サービスの種類をチェック。

13. 本人支払額欄

本人支払額がある場合に記入。

健康福祉事務所、福祉事務所は本人支払額が生ずる場合に、サービスの種類を明らかにする必要があるため、同一の事業所が複数のサービスを行う場合においても、サービスの種類毎に介護券を発行することが基本。

14. 備考

介護保険の適用状況を記載。

【留意事項】

生活保護法介護券は、健康福祉事務所、福祉事務所から指定介護機関に直接送付されます（サービス利用票により確認のうえ、利用月の前月末発行を原則としています。）が、その取扱いに際し、以下の点にご留意ください。

ア 有効な介護券の確認

被保護者への介護サービスの提供にあたっては、生活保護法介護券を確認してください。

なお、介護保険において、居宅サービスのうち居宅療養管理指導等については、居宅サービス計画に位置づけられていない場合においても現物給付されますが、被保護者が介護扶助の給付を受けるためには、事前に健康福祉事務所、福祉事務所に届け出て、生活保護法介護券が発行されている必要があります。

イ 本人支払額の徴収

指定介護機関は、生活保護法介護券の送付のあった被保護者から、生活保護法介護券に記載の本人支払額以上の利用者負担（保険対象分）を徴収しないようにしてください。

ウ 介護券から介護給付費明細書への正確な転記

国民健康保険団体連合会および審査支払いならびに健康福祉事務所、福祉事務所における介護券交付処理簿と介護給付費公費受給者別一覧との突合が円滑に行われるように、生活保護法介護券から介護給付費明細書に必要事項を正確に転記してください。

エ 介護券の保管および処分

健康福祉事務所、福祉事務所において介護給付費公費受給者別一覧を点検する際、指定介護機関に対して、生活保護法介護券を交付したものについての請求であるか否かを確認することが必要となると予想されることから、指定介護機関は、健康福祉事務所、福祉事務所における確認作業までの間、生活保護法介護券を保管し、確認終了後は指定介護機関の責任の下、処分してください。

公 費 負 担 者 番 号										有 効 期 間	日 から 日 まで			
受 給 者 番 号										単 独 ・ 併 用 別	単 独 ・ 併 用			
保 険 者 番 号										被 保 険 者 番 号				
(フ リ ガ ナ)										生 年 月 日	性 別			
氏 名										年 月 日 生	1 男 2 女			
要 介 護 状 態 等 区 分	基本チェックリスト該当・要支援1・2・要介護1・2・3・4・5													
認 定 有 効 期 間	年 月 日 から									年 月 日 まで				
居 住 地														
指定居宅介護支援事業者・指定介護予防支援事業者・地域包括支援センター名	事業所番号													
指定介護機関名	事業所番号													
居 宅 介 護 介 護 予 防 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援	☐ 訪問介護 ☐ 訪問入浴介護 ☐ 福祉用具貸与 ☐ 訪問看護 ☐ 訪問リハビリテーション ☐ 通所介護 ☐ 通所リハビリテーション ☐ 居宅療養管理指導 ☐ 短期入所生活介護 ☐ 短期入所療養介護 ☐ 認知症対応型共同生活介護 ☐ 特定施設入居者生活介護 ☐ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ☐ 夜間対応型訪問介護 ☐ 地域密着型通所介護 ☐ 認知症対応型通所介護	居 宅 介 護 介 護 予 防 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援	☐ 小規模多機能型居宅介護 ☐ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ☐ 看護小規模多機能型居宅介護 ☐ 第1号訪問事業 ☐ 第1号通所事業 ☐ 第1号生活支援事業											
		施 設 介 護	☐ 介護老人福祉施設 ☐ 介護老人保健施設 ☐ 介護医療院 ☐ 地域密着型介護老人福祉施設											
		居 宅 介 護 支 援 介 護 予 防 支 援 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援	☐ 居宅介護支援 ☐ 介護予防支援 ☐ 介護予防ケアマネジメント											
		本 人 支 払 額	円											
地区担当員名	取扱担当者名													
福祉事務所長 印														
備 考	介 護 保 険									あ り な し				
	そ の 他													

備考 この用紙は、A列4番白色紙黒色刷りとする。

第5 介護機関の指定等

被保護者に介護サービスを提供するためには、生活保護法指定介護機関として指定を受ける必要があります。滋賀県内に所在する介護保険施設、介護サービス事業所（医療機関等を含む）、居宅介護支援事業所の開設者は、事業所の所在地を管轄する福祉事務所に指定申請書を提出し、指定を受けます。この指定により、指定介護機関が福祉事務所から委託を受けて、法令・告示等に基づき被保護者に対し適切なサービスを提供し、その対価として福祉事務所は正当な報酬を支払うという「（公法上の）契約」をしたこととなります。

1 介護機関の指定基準

- (1) 介護保険法による指定または許可を受けているものであって、介護扶助のための介護について理解を有していると認められること。
- (2) 「指定介護機関担当規程」（平成12年3月31日厚生省告示第191号）および「生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規程による介護の方針及び介護の報酬」（平成12年4月19日厚生省告示第214号）に従って、適切に介護サービスを提供できると認められること。
- (3) 生活保護法による指定取消しを受けた介護機関にあっては、原則として、指定取消しの日から5年以上経過していること。ただし、法による指定取消しと同一の事由により介護保険法による指定または開設の許可がなされたときは、この限りではないこと。
- (4) 特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護および介護予防認知症対応型共同生活介護については、入居に係る利用料等が住宅扶助により入居できる額であること。

（平成27年7月1日適用 滋賀県における世帯人員1名の場合）

	家賃		敷金等（特別基準額×6倍）
	基準額	特別基準額	
大津市	39,000円	51,000円	306,000円
草津市	41,000円	53,000円	318,000円
上記以外	35,000円	46,000円	276,000円

※ 平成27年7月より、世帯人員別での限度額となった。上記は1名の場合を記載。また、1人世帯において、住居等の床面積（専有面積に限る）が15㎡以下の場合には別途基準あり。

※ 特別基準の設定は被保護者の入所に際し、やむを得ないと認められるものに限定される。

2 指定申請上の取扱い

【平成26年6月末日までに介護保険法の指定を受けた事業所が生活保護の指定を受ける場合】

(1) 生活保護上の「みなし指定」

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）および地域密着型介護老人福祉施設については、介護保険の指定があった場合に生活保護の指定があったものとみなす。

※ この2つのサービスのみ「みなし指定」され、その他のサービスについては「みなし指定」はない。

（注）介護保険法等の一部を改正する法律の施行日（平成18年4月1日）に、生活保護法によ

る介護機関の指定（訪問看護、訪問リハ、居宅療養管理指導）を受けている病院、診療所、薬局については、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハ、介護予防居宅療養管理指導について指定があったものとして「みなし指定」されている。（薬局については居宅療養管理指導に限る）

(2) 医療機関等（介護保険法でみなし指定を受けている事業者）

医療機関（病院、診療所、薬局）は健康保険法の指定により、特定のサービス（居宅療養管理指導等）について介護保険の指定を受けたとみなされるが、生活保護法では「みなし指定」の適用はなく、申請が必要である。

（注）介護保険法施行時（平成 12 年 4 月 1 日）に生活保護法に指定医療機関である場合は、訪問看護、訪問リハ、居宅療養管理指導について指定があったものとして、みなし指定されている。（薬局については、居宅療養管理指導に限る。）

(3) 訪問看護ステーション

介護保険法の指定により健康保険法の指定は受けたとみなされるが、医療機関と同様に生活保護法の申請が別途必要である。

(4) 通所リハビリテーション

介護保険では、介護老人保健施設として許可または介護医療院として指定されることにより指定されたものとみなされるが、生活保護上は申請が必要である。

(5) 短期入所療養介護

介護保険では、介護老人保健施設として許可または介護療養型医療施設および介護医療院として指定されることにより指定されたものとみなされるが、生活保護法上は申請が必要である。

(6) 特定福祉用具販売または特定介護予防福祉用具販売

被保護者に対して特定福祉用具販売または特定介護予防福祉用具販売を行う事業者については、指定が必要である。

(7) 地域密着型（介護予防）サービス

介護保険上の指定は市町長が行うが、生活保護法上の指定は、東近江・湖東健康福祉事務所管内の事業所については、知事が指定を行うため、東近江・湖東健康福祉事務所に指定申請書を提出する。また、それ以外の福祉事務所については、市長が指定を行うため、各市福祉事務所に指定申請書を提出する。

(8) 介護保険法における更新制度

介護保険法では6年ごとに事業所の更新申請が必要となるが、生活保護法においては、更新制度はない。このため、介護保険法に基づく指定申請が更新されなかった場合には、生活保護法において、指定基準を満たさないことになるので、辞退届または廃止届を提出してもらうことになる。なお、辞退届または廃止届が提出されない場合においても、介護保険からの保険給付がなされなされず、また、国保連合会への審査支払も委託できないことから、当該介護機関に対しては介護扶助を委託しない。

(9) 介護療養型医療施設について

介護療養型医療施設については、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 3 月 31 日をもって経過措置期限が到来し廃止された。これに伴い、介護療養型医療施設は、令和 6 年 4 月 1 日に、介護医療院や病院・診療所などに移行することとなった。

【平成26年7月1日以降に介護保険法の指定を受ける事業所が生活保護の指定を受ける場合】

○全サービスが、介護保険の指定があった時点で、生活保護の指定があったものとみなされる（みなし指定）。

○ただし、「別段の申出（生活保護の指定を不要とする旨の届出）」が提出された場合は、生活保護の指定はされない。

○別段の申出の後、生活保護の指定を希望する場合は、別途、指定申請が必要となる。

※生活保護法の規定を準用している「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づく介護機関の指定についても同様。

3 指定申請および届出

居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護保険施設等が、生活保護法による介護機関として指定申請を受ける場合、また、指定介護機関（みなし指定含む）において指定内容の変更があった場合には、別紙「届出事項一覧表」のとおり手続きが必要です。

生活保護等の介護機関として指定を受けたのち、変更等の届出がなされていない事例が散見されるため、介護保険法による変更届等を提出された場合には、あわせて、市または県（湖東管内の町に所在する事業所は湖東健康福祉事務所・東近江管内の町に所在する事業所は東近江健康福祉事務所）に必ず必要な届け出を行ってください。（ただし、令和8年4月1日より P.19（注2）のとおり取扱いが変更となります。）

4 指定介護機関の告示

生活保護法に基づき介護機関を指定したとき、および指定介護機関から前記の届け出等を受けたときは、東近江・湖東健康福祉事務所提出分については滋賀県公報に、各市福祉事務所提出分については各市公報に登載（告示）するとともに、滋賀県国民健康保険団体などに通知をします。

■指定申請書等の様式等は滋賀県ホームページ（<https://www.pref.shiga.lg.jp>）に掲載しておりますので、ご確認ください。電子申請はできません。必ず紙ベースで提出してください。

ホーム ＞ 県政情報 ＞ 申請書等ダウンロード ＞ 申請書一覧（健康・医療・福祉） ＞ 地域福祉関係 「生活保護法・中国残留邦人等に対する支援給付制度の医療機関・介護機関の申請書等」

【介護機関 届出事項一覧】

届出を要する事項	指定 誓約書 申請書	廃止 届書	変更 届書	別段の 申出書	その他
介護機関が新たに指定を受ける場合	○ (注 1)				
・開設者（事業所）が変わった場合 ・開設者が個人→法人に変更した場合 ・開設者個人が交代した場合 ・開設者が法人の種類を変更した場合 ・病院⇄診療所の変更をした場合 ・指定介護機関が移転により住所を変更した場合 ※一旦廃止し、新たに指定申請する必要があります。	○	○			
・指定介護機関の名称変更、所在地・住居表示の変更 ・法人の名称、主たる事務所の所在地、住居表示、法人代表者の変更 ・管理者の氏名、住所の変更			○ (注 2)		
・指定介護機関の業務を廃止した場合 ・指定介護機関がサービスの一部を廃止した場合 ※介護保険法による指定または許可を受けた日が平成 26 年 7 月 1 日以降で、生活保護法による指定があったものとみなされた指定介護機関は届出不要です。		○ (注 2)			
・指定介護機関の開設者が業務を休止した場合 (再開の意思がある場合)					休止届 (注 2)
休止した指定介護機関が業務を再開した場合					再開届 (注 2)
指定介護機関の指定を辞退する場合（業務は継続） （30 日以上予告期間を設けること）					辞退届 (注 2)
平成 26 年 7 月 1 日以降介護保険法による指定または許可を受けるが、生活保護法によるみなし指定を希望しない場合 （ただし、地域密着型介護老人福祉施設および介護老人福祉施設を除く。）				○	

(注 1)平成 26 年 7 月 1 日より、介護保険法による指定または許可を受けた介護機関では、生活保護法においても指定を受けたものとみなされることとなります（**みなし指定**）。

このため、指定申請が必要な介護機関は次の①または②に該当する機関のみとなります。

①平成 26 年 6 月 30 日までに介護保険法による指定または許可を受けていた介護機関が、平成 26 年 7 月 1 日以降に生活保護法による指定を受けようとする場合。

②平成 26 年 7 月 1 日以降別段の申出書を提出していた介護機関が、改めて生活保護法の指定を受けようとする場合。

〔注 2〕 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 7 年法律第 35 号）が公布され、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の一部改正が行われたところです（令和 8 年 4 月 1 日施行）。本改正に伴い、指定介護機関に関する手続きが簡素化されることとなりました。施行日以降の取扱いは以下のとおりです。

①生活保護法第 54 条第 7 項の新設により、従来から介護保険法に基づく手続と生活保護法上の効果の連動対象とされていた指定又は許可（同条第 2 項）、辞退・取消し・失効（同条第 3 項）、効力の停止（同条第 4 項）に加え、名称等の変更又は廃止・休止・再開の届出も連動対象となる（※）。

②生活保護法第 54 条第 3 項・第 4 項の改正により、平成 26 年 6 月 30 日以前に生活保護法による指定を受けた介護機関についても、介護保険法に基づく手続との連動の対象となる（※）。

（※）施行日前に生活保護法による指定を受けている介護機関についても同様。

【例】

- ・指定介護機関が名称を変更する場合

＜従来＞介護保険法に基づく変更届に加え、別途生活保護法に基づく変更届の提出が必要。

＜改正後＞介護保険法に基づく変更届の提出があった場合、生活保護法に基づく届出があったものとみなす（別途手続きは不要）。

- ・平成 26 年 4 月 1 日に生活保護法による指定を受けた介護機関が事業を廃止する場合

＜従来＞介護保険法に基づく廃止届に加え、別途生活保護法に基づく廃止届の提出が必要。

＜改正後＞介護保険法に基づく廃止届の提出があった場合、生活保護法に基づく届出があったものとみなす（別途手続きは不要）。

参考

指定介護機関介護担当規程（平成 12 年 3 月 31 日 厚生省告示第 191 号）

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条第 1 項の規定により、指定介護機関介護担当規程を次のように定め、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

（指定介護機関の義務）

第 1 条 指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、介護を必要とする被保護者（以下「要介護者」という）の介護を担当しなければならない。

（提供義務）

第 2 条 指定介護機関は、保護の実施機関から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な事由がなく拒んではならない。

（介護券）

第 3 条 指定介護機関は、要介護者に対し介護サービスを提供するに当たっては、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめなければならない。

（援助）

第 4 条 指定介護機関は、要介護者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難であると認めたときは、速やかに、要介護者が所定の手続きをすることができるよう当該要介護者に対し必要な援助を与えなければならない。

（証明書等の交付）

第 5 条 指定介護機関は、その介護サービスの提供中の要介護者及び保護の実施機関から生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

（介護記録）

第 6 条 指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整理しなければならない。

（帳簿）

第 7 条 指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から 5 年間保存しなければならない。

（通知）

第 8 条 指定介護機関は、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 一 要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わないとき。
- 二 要介護者が詐欺その他の不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

生活保護法第五十四条の二第五項において準用する同法第五十二条第二項の規定による介護の方針及び介護の報酬

平成 12 年 4 月 19 日 厚生省告示第 214 号
改正 平成 17 年 厚生労働省告示第 449 号
平成 18 年 厚生労働省告示第 298 号
平成 20 年 厚生労働省告示第 172 号
平成 24 年 厚生労働省告示第 181 号
平成 30 年 厚生労働省告示第 180 号
令和 2 年 厚生労働省告示第 302 号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十二条第二項の規定に基づき、生活保護法第五十四条の二第四項において準用する同法第五十二条第二項の規定による介護の方針及び介護の報酬を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

- 一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)第二百二十七条第三項第三号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第二百四十五条第三項第三号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 二 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)第二百三十六条第三項第三号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 三 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十九号)第九条第三項第三号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 四 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号)第十一条第三項第三号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 五 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号)第十二条第三項第三号に規定する入院患者が選定する特別な病室の提供は、行わない。
- 六 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成三十年厚生労働省令第五号)第十四条第三項第三号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 七 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号)第二百三十五条第三項第三号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第二百九十条第三項第三号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 八 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十一条の三第一項に規定する特定入所者に対しては、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額又は同項第二号に規定する居住費の基準費用額を超える費用を要する食事又は居室の提供は、行わない。
- 九 介護保険法第五十一条の三第五項に基づき特定入所者介護サービス費の支給があったものとみなされた場合にあっては、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額又は同項第二号に規定する居住費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。

- 十 介護保険法第六十一条の三第一項に規定する特定入所者に対しては、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額又は同項第二号に規定する滞在費の基準費用額を超える食事又は居室の提供は、行わない。
- 十一 介護保険法第六十一条の三第五項に基づき特定入所者介護予防サービス費の支給があったものとみなされた場合にあっては、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額又は同項第二号に規定する滞在費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。

第6 関係機関との連携

介護保険制度では、生活保護受給者であっても65歳以上の者は、一部の施設入所者を除き、全員が介護保険に加入することになっている。このため、介護扶助の円滑かつ適切な実施については、保険者（市町）、指定介護機関等の関係機関に生活保護制度の趣旨を十分に理解してもらうとともに密接な連携を図る必要がある。

1 介護保険者との連携

介護保険事業は、市町が行うこととなっており、市町が保険者となり、介護保険の資格認定、要介護の認定、介護保険料の徴収および介護機関等への介護給付費の支払いを行っている。

このため、次の事項について、介護保険者である市町の担当課（「保険者」という。）に情報提供を行うとともに、被保険者以外の者の要介護認定の審査判定について協力を依頼するなど、連携を図る必要がある。

(1) 介護保険料の賦課および高額介護サービス費等の支給に関して被保護者に適用される所得区分の適用のための情報提供

- ① 4月1日現在65歳以上の被保険者（第1号被保険者）である被保護者
- ② 当該年度において65歳に到達する（第1号被保険者資格を取得する）被保護者
- ③ 上記の情報提供のほか、65歳以上の要保護者または被保護者について、保護の開始、停止および廃止（4月1日付けを除く）を行ったとき
- ④ 社会保険等の医療保険に加入している40歳以上65歳未満の生活保護受給者が介護扶助の開始、停止または廃止を行ったとき
- ⑤ 介護保険料の代理納付の開始または終了の保険者への情報提供

※ 介護保険料の代理納付は、福祉事務所が生活保護受給者に代わって介護保険料を保険者に納付することである。このため、代理納付対象者について保険者に情報提供する必要がある。また保護の停止または廃止になった者、医療単給で介護保険料加算が算定されない者、保護受給中の者で加算が算定された場合であっても収入等のために介護保険料相当額が支給されない場合は、速やかに保険者に代理納付の終了を連絡する必要がある。

(2) 介護保険適用除外のための情報提供

介護保険適用除外施設においては、介護保険法施行法第11条第1項および施行規則第70条に規定されているが、生活保護においては、救護施設について、次の事由が生じた場合は、保険者に情報提供すること。

情報提供の契機	情報提供先	情報提供時期	情報提供理由
65歳以上の者が施設に入所したとき(a)	入所後の住所地	施設入所後、直ちに	入所
施設入所者が65歳に到達したとき	65歳到達時の住所地	65歳到達の1ヶ月前まで	65歳到達
適用除外者の施設入所中に異なる市町間で住所異動があったとき(b)	異動先の住所地	住所異動後、直ちに	転入
適用除外者が施設を退所したとき	退所前の住所地	施設退所後、直ちに	退所

- ※ 施設入所後に住所を施設所在地に異動する場合には、まず(a)の情報提供を行った後、改めて住所異動後に(b)の情報提供を行う。

(3) 被保険者以外の者の要介護認定の審査判定の協力依頼

社会保険等の医療保険に加入していない40歳以上65歳未満の被保護者は、介護保険に加入することができない。上記の者が介護サービスを受けようとする場合は、福祉事務所が介護扶助の一環として、その適否、程度を判定することとなるが、厚生省社会・援護局通知（介護扶助運営要領）により、介護保険制度との統一を図るため、要介護認定については、市町等が設置する介護認定審査会に委託することとなっている。このため、被保険者以外の者の要介護認定が円滑に行われるよう市町との連携を図る必要がある。

2 国民健康保険団体連合会との連携

生活保護受給者に係る介護報酬の審査および支払い業務については、国民健康保険団体連合会に委託している。このため、介護サービスを受けている生活保護受給者の情報を連合会に通知する必要があるが、第1号被保険者および第2号被保険者については、介護保険者から連合会に情報提供されるが、被保険者以外の者については、福祉事務所が連合会に情報提供する必要がある。提供する情報は次のとおり。

- (1) 介護扶助を開始または廃止するとき。（市内転居による同一市内の福祉事務所間での保護の実施機関が変わったことによる廃止を除く。）
- (2) 要介護度の変更、要介護の認定期間の変更、居宅介護支援事業者（地域包括支援センター）の変更等、連合会に提供した情報に変更が生じたとき
- (3) 介護保険の被保険者資格を取得したとき（連合会への連絡の他に介護保険者への連絡も必要となる）

3 指定居宅介護支援事業者等との連携

生活保護で指定されている居宅介護支援事業者等は、介護保険から給付される在宅介護サービス等を適切に利用できるように、要介護者等の心身の状況やおかれている環境、本人や家族の希望等を踏まえ、居宅介護支援計画等の作成、介護機関との利用調整、介護施設の紹介等を行っており、居宅介護、介護予防の要ともいえる存在である。

介護扶助の適切な実施を図るためには、指定居宅介護支援事業者等に生活保護制度を十分理解してもらい、生活保護受給者に対する処遇方針等に照らし適切な計画を作成できるように、密接な連携を図る必要がある。

提供する情報は次のとおり。

- (1) 介護扶助を現に受けている者または申請中の者についての情報を福祉事務所から提供する。
- (2) 居宅介護支援計画等の写しを福祉事務所に提出する。（本人の同意が必要）

4 指定介護機関との連携

指定介護機関は、直接、生活保護受給者に介護サービスを提供し、連合会を通じて介護報酬の支払いを受ける機関である。このため、生活保護制度、特に介護扶助について十分理解してもらい、介護扶助の適切な実施が図れるよう協力を要請する必要がある。

5 民生委員との連携

民生委員は、地域住民の生活状況等を把握し、適切な指導援助を行うとともに、福祉事務所に協力することが求められている。このため、介護扶助についても民生委員への周知を図り、常に民生委員の協力を得られるようにする必要がある。

第7 介護保険および介護扶助と他の制度との関係について

介護扶助を行う場合は、他法他施策による給付の有無について十分検討し、介護扶助より優先させるべきものがあるときは、その活用を指導するとともに、関係機関に連絡し被保護者に対する処遇が適正円滑に行われるよう配慮する必要がある。

被保険者以外の者については、補足性の原理により他法他施策が介護扶助に優先させることが原則である。

1 他法他施策との関係について

(1) 被保険者の場合

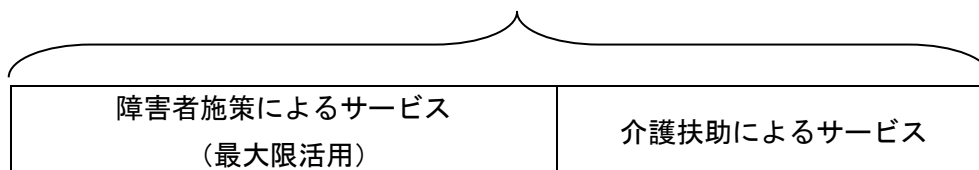
介護保険の被保険者に係る介護扶助（法第15条の2第1項に規定する居宅介護のうち、居宅療養管理指導、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護並びに法第15条の2第5項に規定する介護予防のうち、介護予防居宅療養管理指導、介護予防特定施設入居者生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。以下同じ。）と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）の自立支援給付のうち介護給付費等（障害者総合支援法第19条第1項に規定する介護給付費等をいう。以下同じ。）との適用関係については、同法第7条及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成19年3月28日障企発第0328002号・障障発第0328002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長、障害福祉課長連名通知）の規定による介護保険給付と介護給付費等との適用関係と同様に、介護保険給付及び介護扶助が介護給付費等に優先する。

(2) 被保険者以外の場合

被保険者以外の者は、介護保険法施行令第2条各号に規定する特定疾病により、要介護、要支援又は基本チェックリストに該当する状態にあるものとして、介護扶助の適用対象となるが、他法他施策の活用、特に障害者総合支援法の自立支援給付等と介護扶助との適用関係においては、自立支援給付等が介護扶助に優先する。その結果、賄うことができない不足分について、各サービスの区分限度基準額を限度として介護扶助が適用される。

（イメージ図）

区分支給限度基準額



2 生活扶助の障害者加算他人介護料の取扱いについて

障害者加算の他人介護料の算定は、在宅の被保護者が、介護保険給付、介護扶助および障害者総合支援法の介護給付費等によるサービスを利用可能限度額まで利用し、それでもなお、介護需

要が満たされない場合において、家族以外の者から介護を受けることを支援するために行うものである。

(1) 基本的取扱い

次のいずれかに該当する場合には、他人介護料は認定できない。

ア 要介護認定、障害程度区分の認定を受けていない場合

イ 上記の認定は受けているが、介護保険給付、介護扶助、介護給付費等により活用可能なサービスを最大限利用していない場合

(2) 夜間（早朝、深夜を含む）の取扱いについて

介護保険給付または介護給付費等により夜間におけるサービスが提供されている地域においては、当該サービスの活用を図るものとし、当該サービスの利用により、夜間の介護需要を満たすことができると認められる場合には、算定を行わない。

3 医療保険（扶助）と介護保険（扶助）サービスとの関係について

介護保険（介護扶助での給付を含む。以下同じ。）では、要介護状態等の心身の特性を踏まえた介護の必要性に対応する医療サービスを提供する。

要介護者等に対し介護保険で提供する医療サービスは、医療保険（医療扶助での給付を含む。以下同じ。）サービスに優先するので、共通するサービスは医療保険から提供されることはない。